令和2年3月 浜田市議会定例会議

1	議案番号	議案第1号
	題 名	地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例
2		の整理に関する条例
		地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、改正
3	目的・理由	が必要となる条例について一括で所要の改正を行うもので
		す。
		1 改正する条例
	概 要	(1) 浜田市監査委員条例
		(2) 浜田市水道事業の設置等に関する条例
4		(3) 浜田市工業用水道事業の設置等に関する条例
4		2 改正内容
		地方自治法の引用条項の変更
		(改正前) 法第 243 条の 2
		(改正後) 法第 243 条の 2 の 2
5	施行期日等	令和2年4月1日

1	議案番号	議案第 2 号
2	題 名	浜田市防災行政無線施設条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	防災行政無線施設(固定系無線施設)の設置に伴い、所
3		要の改正を行うものです。
	概要	固定系無線施設の受信設備の設置について定める別表第
4		1に次の施設を加える。(別表第1関係)
4		(1) 設置場所 北の森
		(2) 位置 浜田市金城町下来原 1386 番地 4
5	施行期日等	令和2年4月1日

担当部名称 市民生活部

1	議案番号	議案第3号
2	題 名	浜田市印鑑条例の一部を改正する条例
	目的・理由	「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を
		図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、
3		印鑑登録証明事務処理要領(総務省通知)が改正されたこ
3		とを踏まえ、成年被後見人であっても意思能力を有する者
		は印鑑登録をすることができるようにするため、所要の改
		正を行うものです。
	概要	印鑑を登録することができない者の変更 (第2条関係)
4		(改正前) 成年被後見人
		(改正後)意思能力を有しない者
5	施行期日等	公布の日

1	議案番号	議案第4号
2	題名	浜田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正
2		する条例
		「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関す
		る法律」及び国家公務員において時間外勤務の上限が導入
3	目的・理由	されたことを踏まえ、時間外勤務命令の上限等を設定する
		とともに、フレックスタイム制を導入することができるよ
		うにするため、所要の改正を行うものです。
	概 要	1 フレックスタイム制の導入(第3条関係)
		公務の運営に支障がないと認める場合、規則の定める
		ところにより、始業及び終業の時刻について職員の申告
4		を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として勤務
4		時間を割り振ることができる。
		2 時間外勤務の上限等(第8条関係)
		時間外勤務に関し必要な事項(上限等)について、規
		則で定める。
5	施行期日等	令和2年4月1日

1	議案番号	議案第 5 号
	題名	浜田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等
2		に関する条例の一部を改正する条例
	目的・理由	常時勤務会計年度任用職員に給料が支給されることと
3		なることに伴い、当該職員の補償基礎額を定めるため、所
		要の改正を行うものです。
	概 要	給料を支給される職員の補償基礎額(第6条関係)
4		当該職員の平均給与額の例により市長と協議して定め
		る額
	施行期日等	1 施行期日 令和2年4月1日
5		2 経過措置 改正後の規定は、施行日以後に発生した事
Э		故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る
		補償について適用する。

担当部名称 産業経済部

1	議案番号	議案第6号
2	題名	浜田市森林環境譲与税基金条例
		「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」の規定
3	 目的・理由	に基づき、森林の整備及びその促進に関する施策の財源に
		充てるため、「浜田市森林環境譲与税基金」の設置に関し必
		要な事項を定めるものです。
		1 積立て (第2条)
		(1) 市に譲与される森林環境譲与税のうち予算に計上す
		る額
	概 要	(2) その他予算に計上する額
		2 管理(第3条)
1		(1) 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法によ
4		り保管する。
		(2) 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有
		利な有価証券に代えることができる。
		3 処分(第6条)
		基金は、第1条に定める目的に充てる場合に限り、処
		分することができる。
5	施行期日等	公布の日

担当部名称 教育委員会

1	議案番号	議案第7号
2	題名	浜田城に関する資料館及び城山整備基金条例を廃止する条 例
3	目的・理由	歴史的建造物である御便殿を活用した浜田市浜田城資料 館の設置及び城山整備事業が完了し、基金の設置目的が達 成されるため、当該基金を廃止するものです。
4	概 要	浜田城に関する資料館及び城山整備基金条例は、廃止す る。
5	施行期日等	令和2年4月1日

担当部名称 健康福祉部

1	議案番号	議案第8号
1	成 未 亩 万	破木が ♥ ウ
2	題名	浜田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関
۵	ŽŲ , T	する条例の一部を改正する条例
		児童福祉法の一部が改正され、これまで「従うべき基準」
		とされていた放課後児童健全育成事業に従事する者及びそ
		の員数が「参酌すべき基準」に改められることに伴い、放
3	目的・理由	課後児童健全育成事業の安定的な運営を行うため、放課後
		児童支援員研修未修了者のうち基礎資格を有する者を放課
		後児童支援員とみなすことのできる期限について、所要の
		改正を行うものです。
		放課後児童支援員研修未修了者のうち保育士資格等基礎資
		格を有する者を放課後児童支援員とみなすことのできる期
4	概 要	限の延長 (附則第2項関係)
		(改正前) 令和2年3月31日まで
		(改正後) 令和 5 年 3 月 31 日まで
5	施行期日等	令和2年4月1日
	WE 11 591 H 11	17 1 1 H
	備考	放課後児童クラブの運営に係る国の補助金交付要綱にお
6		いても、放課後児童支援員研修未修了者のうち基礎資格を
		有する者を令和5年3月31日までの間は放課後児童支援員
		とみなして、助成されます。

担当部名称 市民生活部

1	議案番号	議案第9号
2	題 名	浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例
		「令和 2 年度税制改正大綱」を踏まえた国民健康保険法施
3	 目的・理由	行令の一部改正により、国民健康保険料の負担の適正化を
3	日的・珪田	図るため、国民健康保険料の賦課に関する基準が見直され
		たことに伴い、所要の改正を行うものです。
		1 保険料の賦課限度額の改正
		(1) 基礎賦課限度額(第 18 条の 6 関係)
		61 万円⇒63 万円
		② 介護納付金賦課限度額(第 18 条の 12 関係)
	概要	16 万円⇒17 万円
		2 低所得者に対する保険料軽減措置の対象の拡大(第22
4		条関係)
		(1) 5割軽減対象の拡大
		(改正前) 基準額=33万円+28万円×被保険者数
		(改正後) 基準額=33万円+28.5万円×被保険者数
		(2) 2割軽減対象の拡大
		(改正前) 基準額=33万円+51万円×被保険者数
		(改正後) 基準額=33万円+52万円×被保険者数
5		1 施行期日 令和2年4月1日
	施行期日等	2 経過措置 改正後の規定は、令和2年度以後の保険料
		について適用し、令和元年度分までの保険料については、
		なお従前の例による。

担当部名称 健康福祉部

1	議案番号	議案第 10 号
2	題 名	浜田市休日応急診療所条例の一部を改正する条例
9	目的・理由	患者数の少ない午後の診療時間を短縮し、医師会当番医
3		の負担を軽減するため、所要の改正を行うものです。
	概要	午後の診療時間の変更(第4条関係)
4		(改正前) 午後1時から午後4時まで
		(改正後) 午後1時から午後3時まで
5	施行期日等	令和2年7月1日

担当部名称 産業経済部

1	議案番号	議案第 11 号
2	題 名	浜田市八戸川農村公園条例を廃止する条例
	目的・理由	利用者がなく、今後も利用の見込みがないことから、浜
3		田市八戸川農村公園を廃止するため、当該施設の設置及び
		管理について定める条例を廃止するものです。
	概要	浜田市八戸川農村公園条例は、廃止する。
4		(施設の表示)
4		(1) 名称 浜田市八戸川農村公園
		(2) 位置 浜田市旭町本郷 1269 番地 1
5	施行期日等	令和2年4月1日

担当部名称 都市建設部

		<u>担当的有你 即用建议的</u>
1	議案番号	議案第 12 号
2	題 名	浜田市営住宅条例等の一部を改正する条例
		民法の一部改正に伴う債権関係の見直し及び入居資格の
3	目的・理由	緩和等を図るため、関係する条例について一括で所要の改
		正を行うものです。
		1 改正する条例
		(1) 浜田市営住宅条例
		(2) 浜田市特定公共賃貸住宅条例
		(3) 浜田市雇用促進住宅条例
		(4) 浜田市集団移転住宅条例
		2 改正内容
		(1) 入居者資格の緩和
		ア 該当条例 浜田市営住宅条例及び浜田市雇用促進
		住宅条例
		イ 改正内容
	概 要	入居希望者の事情は様々であり、税の滞納者であ
		っても配慮を要する場合があることから、入居者資
4		格から「市町村税を滞納していない者であること。」
		を削る。
		(2) 連帯保証人の廃止
		ア 該当条例 浜田市営住宅条例
		イ 改正内容 連帯保証人を確保できないために入居
		することができないといった事態が生じることがな
		いように、入居の際に提出する請書に連帯保証人を
		求めないこととする。
		(3) 敷金充当範囲の明示
		ア 該当条例 浜田市営住宅条例、浜田市特定公共賃
		貸住宅条例及び浜田市雇用促進住宅条例
		イ 改正内容
Щ_	1	

	T	
		未納の家賃、駐車場使用料又は損害賠償金がある
		ときは、敷金をその債務の弁済に充てることができ
		る。
		(4) 原状回復範囲の明示
		ア 該当条例 浜田市営住宅条例、浜田市特定公共賃
		貸住宅条例及び浜田市雇用促進住宅条例
		イ 改正内容
		退去時における入居者の負担による修繕は、畳の
		表替え、ふすま及び障子の張替え等並びに入居者の
		過失による汚損、毀損等の部分とする。
		(5) 利息の利率の変更
		ア 該当条例 浜田市営住宅条例
		イ 改正内容
		年 5 分 ⇒ 法定利率(民法の規定による。)
		(6) その他規定の整理
		ア 該当条例 浜田市営住宅条例、浜田市特定公共賃
		貸住宅条例、浜田市雇用促進住宅条例及び浜田市集
		団移転住宅条例
		1 施行期日 令和2年4月1日
	施行期日等	2 経過措置
		(1) 改正後の入居者資格に係る規定は、施行日以後に開
		始した入居者の公募について適用し、施行日前に開始
		した入居者の公募については、なお従前の例による。
_		(2) 改正後の連帯保証人(請書)に係る規定は、施行日
5		以後に提出する請書について適用し、施行日前に提出
		する請書については、なお従前の例による。
		(3) 改正後の利息の利率に係る規定は、施行日以後に到
		来した支払期に係る支払期後の利息について適用し、
		施行日前に到来した支払期に係る支払期後の利息につ
		いては、なお従前の例による。
	I	

担当部名称 都市建設部

1	議案番号	議案第 13 号				
2	題 名	浜田市地域定住住宅条例				
3	目的・理由	民法の一部改正による債権関係の見直しと併せ、設置の 目的及び運用の実情が類似している3つの住宅条例につい て、その入居資格等を整理し、統一した取扱いとするため、 これらを統合した条例を制定するものです。				
4	概要	1 統合する条例 (1) 浜田市一般市営住宅条例 (2) 浜田市営地域定住住宅条例 (3) 浜田市若者住宅条例 2 改正内容 (1) 入居者資格の統一(第7条) 一部の住宅にあった年齢制限、所得要件及び納税要件を撤廃する。 (2) 敷金充当範囲の明示(第17条) 未納の家賃又は損害賠償金があるときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。 (3) 原状回復範囲の明示(第24条) 退去時における入居者の負担による修繕は、畳の表替え、ふすま及び障子の張替え等並びに入居者の過失による汚損、毀損等の部分とする。 (4) その他規定の整理				
5	施行期日等	1施行期日 令和2年4月1日2旧条例の廃止(1) 浜田市一般市営住宅条例(2) 浜田市営地域定住住宅条例(3) 浜田市若者住宅条例3経過措置(1) 旧条例の規定により指定を受けている指定管理者				

		は、この条例の規定により指定を受けた指定管理者と
		みなす。
		② 旧条例の規定によりなされた処分、手続その他の行
		為は、この条例の相当規定によりなされたものとみな
		す。
		1 施行期日前からの入居者は、新たに手続をすることな
		く、今までどおり入居を継続することができます。
6	備考	2 旧条例に規定されていた住宅のうち次の住宅は、用途
		廃止するため、新条例には規定していません。
		(1) 上神代屋住宅 浜田市弥栄町長安本郷 431 番地 1

担当部名称 上下水道部

1	議案番号	議案第 14 号						
2	題 名	浜田市工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例						
	目的・理由	令和4年11月から中国電力株式会社三隅発電所2号機が						
3		運転を開始することに伴い、令和2年10月から工業用水道						
		の給水量がこれまでの 5,000 m³/日から 9,500 m³/日に段階						
		的に増加し、給水収益の増加が見込まれることから、令和						
		2年10月から令和7年3月までを算定期間として料金を算						
		定し、工業用	水道料金に	ついて所要	の改正を行	うものです。		
	概要	工業用水道料金の変更 (第2条関係)						
			現行	改定後	改定額	改定率		
			(円/m³)	(\square / m^3)	(\square / m^3)	(%)		
4		基本料金	48	29	△19	△39.58		
		特定料金	48	29	△19	△39.58		
		超過料金	55	33	△22	△40.00		
	施行期日等	1 施行期日 令和2年10月1日						
		2 経過措置						
5		改正後の規定は、施行日以後の使用に係る料金につい						
		て適用し、施行日前の使用に係る料金については、なお						
		従前の例り	こよる。					